

届出書等郵送推進のご案内

この度、安来市消防本部では、コロナウイルス感染防止、届出書等を提出することに伴う負担軽減を図るため、当面の間、郵送での届出書等の提出を推進することといたしました。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

郵送による届出書等の提出は、不明な点をその場で確認できないため、受領や返送の手続きに時間を要する場合があります。また、消防機関に郵便物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねます。

次の事項についてあらかじめ確認いただき、御了承の上で郵送してください。発送は余裕をもって行ってください。

1. 届出書等の受領日は、消防本部に到着した書類に、記載漏れや書類の欠落等の不備がないことを確認した日となります。
2. 副本（消防本部において届出済印を押印した届出書等）返却を希望される場合は、返信用封筒（副本の重さや大きさに応じた返信に必要な料金分の切手が貼付され、あらかじめ宛名が記入されたもの）を同封してください。
3. 副本返却日は、消防本部に到着した書類を受領し、届出内容や同封されている返却用封筒等の確認後となります。郵送件数の届出が多くなれば、返信時期が遅れることがあります。

※ 届出書等に不備があると、受領できない場合があります。

送付いただいても、書類に記載漏れや添付漏れ等の不備があるときは、必要な書類が整うまで受付できない場合があります。ご不明な点などございましたら、あらかじめ電話等で、消防本部に添付書類等をご確認いただくことをお勧めします。

不備のない届出書、報告書とするために、次の内容は必ず記入・添付してください。

1. 届出者と押印（誰が届け出たのか分かるようにして下さい。ただし、押印が必要のない書類もあります。）
届出書等の内容について確認するために、消防本部から連絡する場合がありますので、届出者の電話番号欄、備考欄等に届出書等に関して対応可能な方の連絡先を必ず記入してください。
2. その他、必要な書類の添付や記載等（特に下記の書類等の不足に注意してください）
 - ・防火管理者選任（解任）届出書（新しく選任される防火管理者の終了証のコピー）※危険物・保安関係の届出等については、安来市のホームページに記載されている審査基準、手引き等をご確認ください。

【手数料が必要な申請書等について】

手数料が必要な申請書等については、郵送での申請は受け付けておりません。詳しくは消防本部予防課までお問い合わせください。

【受領できない書類の取扱いについて】

書類に不備があるため受領できない届出書等が郵送された場合、消防本部、消防署の担当職員から、当該届出書等が受領できないこととその理由（不備の内容）について連絡します。

以下の方法で補正（追記，訂正等）が必要です。消防本部、消防署の担当職員が連絡したときに、補正の方法を以下の3つから選んでお伝えください。

1. 届出書等を返送用封筒にて返却し、補正後に再提出する。
2. 届出書等を作成し直し、新しいものを提出する。
3. 消防本部、消防署で補正する。（添付書類の不添付には対応できません。）

※いずれも2週間以内に補正いただくようお願いいたします。

【郵送方法について】

郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留などの配達記録が残る方法で送付いただくことをお勧めします。

封筒の表面に届出書等在中の記載をしていただくことをお勧めします。

例. 消防用設備等点検結果報告書在中

【提出先について】

〒692-0014

島根県安来市飯島町711-1

安来市消防本部予防課

【お問い合わせ先】

安来市消防本部予防課

予 防 担 当（0854）-23-3426

危険物・保安担当（0854）-23-3427